

2026 年 9 月 14 日現在

プラス支店特約

お客さまは、株式会社北國銀行（以下、「当社」といいます）の設置するプラス支店（以下、「当支店」といいます）において取引を行う場合は、当支店において取り扱う各種サービス取引すべてにおいて、この特約（以下「本特約」といいます。）の下記条項に従うことに同意するものとします。

第 1 条（本特約の適用範囲）

本特約は、お客さまが当支店において行うすべてのお取引において、預金規定その他の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、預金規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 Web サイトへの掲示により告知します。

第 2 条（個人情報の取り扱いについて）

当支店で口座開設をしたお客さまは、別紙「個人情報の取扱いに関する同意条項」のとおり、当社が PLUS サービスの運営事業者および広告配信事業者等に対してお客さまの個人情報を提供することについて同意するものとします。なお、広告配信事業者等とは、広告の配信、効果測定、分析その他広告関連施策の実施に必要な事業者といいます。

第 3 条（ご利用いただける方）

1. 当支店の口座開設の申込および利用をすることができるお客さまは日本国籍を有する満 15 歳以上の個人のお客さまです。（非居住者は除きます。）
2. お客さまが本条第 1 項を満たさなくなった場合、当支店の口座を解約するものとします。

第 4 条（当支店との取引範囲）

1. お客さまは、本特約に基づき以下に定める取引を利用できるものとします。
 - （1）総合口座
 - （2）その他当社所定の取引
2. 当支店での各種商品・サービスの取扱内容は、当支店以外の当社本支店のものと異なる場合があります。当支店では、次の取扱いはできないものとします。

- (1) 有通帳口座への変更
- (2) 印鑑届出口座への変更
- (3) 代理人カードの発行および成年後見人等との取引を含む代理人取引
- (4) 北國銀行本支店窓口でのみ取引可能な取引
- (5) その他当社所定の事項

第5条（取引方法）

1. お客さまは本特約に基づき、原則非対面での取引を行うものとします。
2. 本条第1項の取引方法により、当支店で取扱う取引の種類・業務等は当社所定のものとし、当社本支店窓口で取扱う取引の種類・業務等と異なる場合があります。
3. 本条第1項の取引方法による各取引において、当社所定の手数料等が発生する場合があります。この場合、当社は当該手数料等について、普通預金規定に定める払戻請求書等の提出を受けることなく、お客さまの普通預金口座から引き落とすことができるものとします。
4. 本条第1項の取引方法による各取引において、当社所定の方法により本人確認を行います。
5. 本条第4項の本人確認において、当社が相当な注意をもって相違ないものと認めて取り扱った場合には、それらの書類等につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第6条（定額自動送金サービス）

当支店を支払口座とする定額自動送金サービスによる振込において、振込不能が発生した場合（振込が成立しない状況になった場合）、当社は、お客さまに通知することなく、振込資金のみをお客さまの口座へ返却することができるものとします。この場合、当該振込に係る振込手数料その他当社所定の手数料は返却しません。また、当社はお客さまに通知することなく、当該振込に係る定額自動送金サービスの契約を解除することができるものとします。

第7条（北國クラウドバンキングご利用限度額）

当支店を代表口座とする北國クラウドバンキングにおける振込および料金払込のご利用限度額は、初期設定額を50万円とし、0円以上50万円以下の範囲内でお客さまが当社所定の方法により変更できるものとします。

第8条（現金自動支払機によるご利用限度額）

1. 当支店口座のキャッシュカードによる現金自動支払機での1日あたりのご利用限度額

は、初期設定額を 100 万円とし、0 円以上 100 万円以下の範囲内でお客さまが当社所定の方法により変更できるものとします。

2. 本条第 1 項によりご利用限度額の引き下げを行った場合、当該限度額を引き上げることはできません。

第 9 条（成年後見人等が選任された場合の取扱い）

1. 当支店では、成年後見人、保佐人、補助人、未成年後見、任意後見人、任意後見受任者その他これらに準ずる代理人取引または法令上代理権を有する者（以下「成年後見人等」といいます。）との代理人取引を取り扱いません。

2. お客さまについて成年後見人等が選任または指定されていることが判明した場合、当社は当社所定の方法により当支店口座の解約を求めることができるものとします。

3. 本条第 2 項の場合、成年後見人等は当社が求める地位、権限および本人確認に必要な書類その他当社所定の書類を提出するものとします。

第 10 条（届出事項の変更等）

1. 名称、住所、電話番号、電子メールアドレスその他当社への届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により当社へお届けください。変更の届出は当社の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に生じた損害について当社は責任を負いません。

2. 届出事項変更の届出がなかった場合、当社からの通知、送信または送付する書類等が遅延し、または到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到達したものとします。

3. この届出前に生じた損害については、当社に責のある場合を除き、当社は責任を負いません。

第 11 条（喪失の届出）

1. キャッシュカード等を紛失した場合には、直ちに当社所定の手続きを行ってください。なお、届出以前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

2. キャッシュカード再発行時、当社所定の手数料をいただく場合があります。

第 12 条（解約）

当支店口座の解約は、当社所定の方法により申し出を行うことができます。なお、解約は当社の手続きが終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第13条（規定の変更）

1. 本特約の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 本条第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第14条（準拠法および合意管轄）

1. 当社との取引についての準拠法は日本法とします。
2. 当社との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。

以上

個人情報の取扱いに関する同意事項

お客さまは、株式会社北國銀行（以下「当社」といいます。）が下記の通り個人情報を提供することに同意いたします。

第1条 PLUS サービス運営事業者への提供

1. 個人情報を提供する第三者
ルイディ株式会社
2. 提供を受けた第三者における利用目的
 - ・「PLUS サービス」の提供および運営のため
 - ・「PLUS サービス」に関する情報配信およびお問い合わせ対応のため
 - ・その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
3. 第三者に提供される情報の内容
 - ・顧客番号、IP アドレス、閲覧デバイスに関する情報、one pareto の利用状況、決済日時、決済金額、決済場所その他取引情報等、その他お客さまの識別等に係る事項

提供される情報は、氏名や口座番号などの個人情報を含まない、個人が直接特定されない情報に限ります。

第2条 広告配信事業者等への提供

1. 個人情報を提供する第三者
広告配信事業者等
2. 提供を受けた第三者における利用目的
 - ・広告配信事業者等のオンラインサービス上で、お客さまの属性情報および当社が提供する情報を分析し、お客さまの興味、関心に応じた広告を配信するため
 - ・広告の閲覧状況や反応状況を把握し、広告配信の効果測定、分析および改善を行うため
 - ・データ分析、オーディエンスデータの生成、広告配信の配信および効果測定その他広告関連施策を実施するため
 - ・その他、お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
3. 第三者に提供される情報の内容
当社がお客さまから取得した情報のうち、広告配信、広告効果測定および広告配信のためのオーディエンスデータ生成に必要な範囲の情報。

- (1) 当社がハッシュ化その他の安全管理措置を講じたメールアドレス、電話番号、その他お客さまに係る識別子
- (2) 性別、生年月日又は年代、居住地域、職業その他お客さまの属性に関する情報
- (3) one pareto の利用状況、決済日時、決済金額、決済場所その他取引情報等
- (4) 上記各号の情報の他広告配信又は分析に必要な情報

※広告配信事業者等に提供される個人情報は、上記利用目的の達成に必要な範囲に限定されます。

※広告配信事業者等は、当社のシステム等に直接アクセスして、お客さまの口座情報又は取引明細等を取得するものではありません。

以上